

豊川市監査公表第33号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施し、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年9月30日

豊川市監査委員	長	田	周	三
同	戸	苜	敏	
同	小	林	琢	生

別 紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象及び期間

監 査 の 対 象		監査の対象期間	監査の実施期間
部 局	課 等		
産 業 部	農 務 課	平成25年4月 1日 ～同年6月30日	平成25年7月22日 ～同年8月27日

2 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。監査の対象項目としては、以下のとおりである。

重点項目

- (1) 公金の取扱事務について
- (2) 補助金・交付金に関する事務について

一般項目

- (1) 歳入・歳出執行状況について
- (2) 収入未済の取扱事務について
- (3) 契約に関する事務について
- (4) 財産の管理に関する事務について
- (5) 庶務その他事務について

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。なお、一部不適正な事務処理が見られたが、口頭で指導し補正をさせたので、記述を省略した。

【農務課】

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。また、次の点に留意されたい。

(2) 指摘事項

《改善事項》

農林業振興対策事業費補助金交付要綱別表（第3条関係）に規定されている各補助事業において、補助金の補助率及び補助金額等が具体的に記載されていないため改善されたい。

4 意見

地域農業再生協議会、農業経営士連絡協議会及び青年農業士会に交付した補助金において、預金通帳及び通帳印の管理に不十分な点が見受けられたことから、団体の事務局を所管する農務課については、安全で適正な事務が執行されるよう指導されたい。